

芦別市部活動改革検討協議会設置規則

(設置)

第1条 芦別市立中学校(以下「中学校」という。)の生徒にとって望ましい部活動環境の構築及び中学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の地域移行に関し必要な事項を検討及び協議し、その結果を教育委員会に報告するため、芦別市部活動改革検討協議会(以下「検討協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 部活動の在り方に関する事項
- (2) 地域のスポーツ団体及び文化団体との連携による持続可能な部活動環境の整備に関する事項
- (3) 教職員の部活動指導の負担軽減に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 検討協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) スポーツ団体関係者
- (3) 文化団体関係者
- (4) 高齢者団体関係者
- (5) 小中学校長
- (6) 高等学校職員
- (7) 認定こども園職員
- (8) 小中学校の児童生徒の保護者
- (9) 公募に応じた市民
- (10) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和8年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討協議会の庶務は、教育委員会学務課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、検討協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開催される会議は、教育委員会が招集する。

(この規則の失効)

3 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。